

社会福祉法人室蘭福祉事業協会 保育所管理規則

昭和 51 年 11 月 1 日	施行	昭和 55 年 4 月 1 日	一部改正
昭和 59 年 1 月 1 日	一部改正	昭和 60 年 1 月 1 日	一部改正
昭和 62 年 4 月 1 日	一部改正	昭和 62 年 12 月 4 日	一部改正
平成 元年 4 月 1 日	一部改正	平成 8 年 4 月 1 日	一部改正
平成 11 年 4 月 1 日	一部改正	平成 12 年 4 月 1 日	一部改正
平成 12 年 9 月 1 日	一部改正	平成 13 年 4 月 1 日	一部改正
平成 14 年 4 月 1 日	一部改正	平成 14 年 10 月 1 日	一部改正
平成 16 年 4 月 1 日	一部改正	平成 18 年 9 月 25 日	一部改正
平成 20 年 1 月 1 日	一部改正	平成 21 年 4 月 1 日	一部改正
平成 23 年 4 月 1 日	一部改正	平成 25 年 11 月 1 日	全部改正
平成 27 年 4 月 1 日	一部改正	平成 27 年 5 月 26 日	一部改正
平成 29 年 4 月 1 日	一部改正	令和 元年 10 月 1 日	一部改正
令和 2 年 4 月 1 日	一部改正	令和 3 年 4 月 1 日	一部改正
令和 6 年 4 月 1 日	一部改正	令和 7 年 4 月 1 日	一部改正
令和 8 年 10 月 1 日	一部改正		

(目的)

第 1 条 この規則は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。）、北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 12 年条例第 108 号。以下「道基準」という。）、室蘭市保育所における保育に関する規則（昭和 39 年規則第 30 号。以下「市規則」という。）その他別に定めるもののほか、社会福祉法人室蘭福祉事業協会（以下「法人」という。）が設置する保育所等の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 1 条の 2 この規則における用語の意義は、支援法において使用する用語の例によるものとする。

(設置、名称等)

第 2 条 法人は、法第 35 条第 4 項の規定に基づく児童福祉施設として保育所を設置する。

2 保育所の名称、位置及び認可定員は次のとおりとする。

名 称	位 置	認可定員
双葉保育所	室蘭市みゆき町 2 丁目 16 番 1 号	105 名
楽山保育園	室蘭市宮の森町 3 丁目 1 番 95 号	95 名
白鳥保育所	室蘭市白鳥台 2 丁目 8 番 3 号	90 名
東町保育所	室蘭市寿町 1 丁目 11 番 5 号	120 名
常盤保育所	室蘭市栄町 2 丁目 6 番 16 号	120 名

(利用定員)

第 2 条の 2 前条第 2 項に規定する認可定員のほか、利用実績に基づく利用定員を定める。

2 利用定員を定めるときは、法人は室蘭市長に申請するものとする。

(職員及び職務)

第 3 条 保育所に、所長又は園長（以下「所長」という。）、保育士、調理員、嘱託医を置く。

(1) 所長 1 名

- (2) 保育士 最低基準を満たす人数以上
- (3) 調理員 2 名以上
- (4) 嘱託医 1 名以上
- 2 前項に掲げる職員のほか、主任保育士、次席保育士、看護職員等必要な職員を置くことができる。
- 3 所長は、上司の命を受け、職員を指揮監督し、所務を統括する。
- 4 主任保育士は、上司の命を受けて次席保育士その他職員を指揮し、所務に従事するとともに所長を補佐する。
- 5 次席保育士は、上司の命を受けて職員を指揮し、所務に従事するとともに主任保育士を補佐する。
- 6 前3項に掲げるものを除く職員は、上司の命を受け、所務に従事する。

第3条の2 職員は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）第2条第4項に規定する教員等に該当するものとする。ただし、業務を通して児童等と接する機会のない者を除く。

（児童対象性暴力等及び不適切な行為の禁止）

第3条の3 職員は、こども性暴力防止法第2条第2項に規定する児童対象性暴力等として次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 児童等（こども性暴力防止法第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）に性交等（刑法（明治40年法律第45号）第177条（不同意性交等）に規定する性交等をいう。以下この号において同じ。）をすること又は児童等をして性交等をさせること（同法第177条（不同意性交等）の罪に当たる行為、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条第1項第6号の淫行罪に当たる行為及び条例により禁止される性交等に当たる行為を含み、児童等から暴行又は脅迫を受けて当該児童等に性交等をした場合及び児童等の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別の事情がある場合を除く。）
 - (2) 児童等にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること（刑法第176条（不同意わいせつ）の罪に当たる行為、児童福祉法第34条第1項第6号の淫行罪に当たる行為及び条例により禁止されるわいせつな行為に当たる行為を含み、(1)に掲げるものを除く。）
 - (3) 刑法第182条（16歳未満の者に対する面会要求等）の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号。以下「児童ポルノ法」という。）第5条（児童買春周旋）、第6条（児童買春勧誘）、第7条（児童ポルノ所持、提供等）若しくは第8条（児童買春等目的人身売買等）の罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和5年法律第67号）第2条（性的姿態等撮影）、第3条（性的影像記録提供等）、第4条（性的影像記録保管）、第5条（性的姿態等影像送信）若しくは第6条（性的姿態等影像記録）の罪（児童等に係るものに限る。）に当たる行為をすること（(1)及び(2)に掲げるものを除く。）
 - (4) 児童等に次に掲げる行為（児童等の心身に有害な影響を与えるものに限る。）であって児童等を著しく羞恥させ、若しくは児童等に不安を覚えさせるようなものをする事又は児童等をしてそのような行為をさせること（(1)から(3)に掲げるものを除く。）。
- イ 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位（児童ポルノ法第2条第3項第3号に規定する性的な部位をいう。）その他の身体の一部に触れること（条例により禁止

される痴漢行為を含む。)

ロ 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること(条例により禁止される盗撮行為を含む。)

(5) 児童等に対し、性的羞恥心を害する言動(口頭の発言に限らず、ソーシャルネットワーキングサービスや電子メール等を用いることを含む。)であって、児童等の心身に有害な影響を与えるものをする(児童等に対する悪質なセクシュアル・ハラスメント(児童等を不快にさせる性的な言動)を含み、(1)から(4)に掲げるものを除く。)

2 職員は、前項に規定する児童対象性暴力等につながり得る不適切な行為として次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 特定の子どもの着替え・排泄介助を理由もなく執拗に担当したがること。

(2) 必要性を超えた身体接触(抱きつく、長時間膝に乘せるなど)をすること。

(3) 子どもの身体つきや性に関するからかい、性的な発言をすること。

(4) 子どもの前で過度な肌の露出すること。

(5) SNS等で子供の写真を不適切に共有、保存すること。

(6) 子どもと二人きりの密室状態を意図的に作ること。

3 職員は、前2項に掲げる行為を行い、又は当該行為を理由として逮捕若しくは起訴された場合は、法人に速やかに報告しなければならない。

(犯罪事実確認の手續に応じる義務)

第3条の4 職員は、法人の指示に従い、こども性暴力防止法に基づく犯罪事実確認に必要な手續等に対応しなければならない。

(開所時間等)

第4条 保育所の開所時間、保育時間及び休所日は次のとおりとする。ただし、理事長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 開所時間 午前7時30分から午後6時30分まで

(2) 保育時間 午前8時30分から午後4時30分まで

(3) 休 所 日

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日

ウ 12月31日から翌年の1月5日まで(前号に規定する日を除く)

(特別保育)

第5条 保育所は、前条に規定する開所時間等による保育のほか特別保育を実施するため開所するものとし、その保育時間、実施保育所等は次のとおりとする。

特別保育の種類		保 育 時 間	実 施 保 育 所
延長 保育	保育標準時間認定	午前 7 時 00 分から午前 7 時 30 分	東町保育所
		午後 6 時 30 分から午後 7 時 30 分	全保育所
	保育短時間認定	午前 7 時 00 分から午前 7 時 30 分	東町保育所
		午前 7 時 30 分から午前 8 時 30 分	全保育所
		午後 4 時 30 分から午後 7 時 30 分	
休日保育		午前 8 時 00 分から午後 6 時 00 分	常盤保育所
障害児保育		開所時間に同じ	全保育所

体調不良児対応型病児保育	午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分	双葉保育所 東町保育所 常盤保育所
一時預かり	午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分	双葉保育所 東町保育所
休日一時預かり	午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分	常盤保育所
こども誰でも通園制度	午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分	双葉保育所

2 特別保育の実施に関し、必要な事項は市規則に準拠し理事長が別に定める。

(年始保育)

第 6 条 第 4 条の規定に関わらず、毎年 1 月 4 日から開所（以下「年始保育」という。）する。

2 実施保育所は、常盤保育所、東町保育所とする。

3 第 2 項に規定するほか年始保育の実施に関し必要な事項は理事長が別に定める。

(給食)

第 7 条 保育所は、利用する子どもに対し、給食の提供を行う。

2 給食の提供を受けた子どもの保護者は、理事長が別に定める給食費を支払わなければならない。

第 8 条 削除

(通所)

第 9 条 子どもの通所は保護者が責任をもって行うことを原則とする。

(欠席の届出)

第 10 条 保護者は、子どもが欠席する場合には、口頭又は文書で所長に届け出るものとする。

(休所)

第 11 条 所長は、次の各号に該当するときは、保育所を休所することができる。

(1) 保育所内に感染症等が発生し、又は、発生のおそれがあるとき。

(2) 災害その他により通所に支障があるとき。

(3) その他、子どもの保護上必要があると認めたとき。

(通所拒否)

第 12 条 所長は、子どもが次の各号の一に該当するときは、通所を一時拒否することができる。

(1) 感染症等にかかったとき。

(2) 心身の著しい異常、その他保育することが困難と認めたとき。

(休所等の報告)

第 13 条 所長は、前 2 条の措置を取ったときは、直ちに保育の実施権者及び理事長に報告しなければならない。

(苦情対応)

第14条 所長は、保育所に関する苦情を受けた時は、速やかに事実関係を調査し、その結果を保護者に報告するものとする。

(秘密保持)

第15条 職員は、正当な理由なく、業務上知り得た子ども又はその家族の個人情報等を漏らしてならない。退職した職員も同様とする。

(非常災害対策)

第16条 非常災害に備えて必要な設備を設け、消防、避難等に関する計画を作成する。

2 非常災害に備え、子ども、職員の防災訓練を行うものとする。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成25年11月1日から施行する。

(給与規則の一部改正)

2 給与規則第40条第2項に次の事項を加える。

ただし、保育所においては、12月31日から1月5日までとする。

附 則

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和8年10月1日から施行する。

2 この規則は、こども性暴力防止法の施行前であっても適用されるものとする。